

京田辺市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年8月5日（金）午後3時から午後3時42分

2 開催場所 305会議室

3 出席委員（22人）

会長	5番	喜多義治
会長職務代理者	9番	澤田康夫
	1番	石坂 清
	2番	上村孝男
	3番	奥西和子
	4番	川端美恵
	7番	小泉辰夫
	8番	香村侃彦
	10番	下村茂樹
	11番	正田文敏
	12番	田中和雄
	13番	徳田和彦
	14番	中川利一
	15番	藤田俊郎
	17番	前川義一
	18番	水山裕司
	19番	森 岳人
	20番	森田三彦
	21番	守本和廣
	22番	山崎安喜男
	23番	山下明子
	24番	山本邦彦

4 欠席委員（3人）

	6番	北尾清晴
	16番	堀江幸和
	25番	米田五司

5 議事日程

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）
報告第3号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明願の取り下げについて
第1号議案 農地法第3条の規定による許可について
第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
第3号議案 農用地利用集積計画の決定について（別紙）
- (3) その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 迫田 英昭
 事務局長補佐 岩本 真吾
 主任 寒川 悠也

7 その他の出席者

京田辺市経済環境部農政課農業振興係長 澤野 立明

8 会議の概要

迫田事務局 長	(農業委員会事務局長 挨拶)
喜多会長	(農業委員会会長 挨拶)
喜多会長	<p>ただいまの出席委員は22名でございます。定足数に達しておりますので、これより京田辺市農業委員会8月総会を開会いたします。</p> <p>京田辺市農業委員会規則第12条2項によりまして、会議録の署名委員を2名選出しなければなりません。私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>上村委員、森委員、よろしく申し上げます。</p>
喜多会長 事務局	<p>それでは議事、報告第1号について事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届け出について。</p> <p>(番号1について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人、事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号2について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、面積、被相続人、相続人、事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号3について、地域は草内、地目は台帳、現況ともに田、面積、被相続人、相続人、事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号4について、地域は三山木、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人、事由は所有権の相続。)</p>
喜多会長	それでは、報告第1号、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1、番号2について、地元委員から説明)
委員	(番号3、について、地元委員から説明)

委員	(番号4、について、地元委員から説明)
喜多会長	それでは、報告第1号について何かご質問、ご意見はございませんか。 (なし)
喜多会長	それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について受理決定をさせていただきます。
喜多会長	報告第2号、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第2号、専決処分による報告、農地法第5条の規定による届出について。 (番号1について、地域は草内、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は露天資材置場。場所について説明。受理通知年月日は、令和4年6月24日。) (番号2について、地域は草内、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は露天資材置場。場所について説明。受理通知年月日は、令和4年7月19日。)
喜多会長	報告第2号、専決処分による報告について地元委員の説明をよろしくお願いします。
委員	(番号1、番号2について、地元委員から説明) それでは、報告第2号について、何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。 (なし)
喜多会長	それでは、報告第2号、専決処分による報告について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	続きまして、追加議案の報告第3号について事務局から説明をお願いします。
事務局	追加議案の用紙をご覧ください。報告第3号、相続税の納税猶予に関する適格者の証明願の取り下げについて。 (番号1について、地域は松井、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、願出人について説明。事由は、相続税の納税猶予の申請をしないため、納税猶予に関する適格者の証明願いの取り下げの願い出。第2号議案の番号1番

	と関連有。)
喜多会長	報告第3号、地元委員の説明をよろしくお願いします。
委員	(番号1、について、地元委員から説明)
喜多会長	この件について、報告第3号について何かご質問、ご意見はございませんか。
	(なし)
喜多会長	よろしいですか。それでは、報告第3号について取り下げさせていただきます。
喜多会長	続きまして、第1号議案について事務局から説明をお願いします。
事務局	第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、説明いたします。 (番号1について、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は持ち分の贈与。) (番号2について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は高齢で管理できないため。譲受人は農業経営拡大。)
喜多会長	それでは、本日1班の委員による書面による現地確認を班長の委員より報告をお願いします。
委員	本日コロナの中での現地調査という事で、写真による確認をさせて頂きました。確認しましたところ、問題無く耕作されている事を確認しました。
喜多会長	それでは、第1号議案、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1、について、地元委員から説明)
委員	(番号2、について、地元委員から説明)
喜多会長	それでは、第1号議案について何かご質問、ご意見はございませんか。
	(なし)
喜多会長	ご異議等はございませんか。よろしいですか。
	(異議なし)

喜多会長	それでは、異議等が無いようですので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について受理決定をさせていただきます。
喜多会長	続きまして、第2号議案は、先ほどありましたように、取り下げという事で審議はいたしません。
喜多会長	続きまして、第3号議案、農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いします。
農政課	(農用地利用集積計画、公告8月10日予定の件について、地域は東、貸付者、借受者の説明、筆数、面積、使用貸借について説明。)
喜多会長	第3号議案について、今、説明がありましたけれど、それについて何かご質問、ご意見はございませんか。
委員	今回の農用地利用集積計画は、新規就農者ということですが、農業委員会を経ずに新規就農が認められるのですか。
農政課	この方については、就農計画を府の農業改良普及センターとともに立案し、その計画を技術者協議会の中で認めるとともに、さらに市とも協議して進めています。 以前にも、農業委員会が知らないまま進むのでは無いかという声がありましたが、状況について説明し、地域の委員から承諾を得ている状況です。
委員	新規就農者については、農業委員会での審議が必要と考えます。
迫田事務局 長	来月の総会までに、新規就農者に係る農地農政委員会を開催します。今後は、農地農政委員会を開催した後に、地域の委員に署名をいただくという手順で行います。
喜多会長	それでは、この第3号議案については承諾という事です。 新規就農については、中間管理機構に上げるまでに、必ず部会を開いて、案件に対して、審査をした上で、農政課と連携をとっていく。中間管理機構から来た段階では、皆が周知しているという事で進めていくという事によろしくお願いします。
喜多会長	本日の審議案件は以上です。 議事については以上で終わらせていただきます。 (閉会)